

沖縄県遠距離等通学費補助金交付要領

令和5年6月13日制定

令和7年1月16日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県遠距離等通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、遠距離等通学費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(他事業との関係)

第2条 要綱第3条第4号オ及び同条第5号エに規定する「他の制度により通学費の支援を受けている者」に沖縄県バス通学費等支援事業実施要綱の対象者として認定されている者を含む。ただし、対象となる要件を満たしている者が認定を受けていない期間は、これに含まない。

(その他の定期券)

第3条 要綱第3条第9号に定める「通学定期券等」には、交通事業者が発行する通学定期券に準じて発行する定期券を含むものとする。

(課税に関する証明)

第4条 要綱第7条第1項第1号に規定する「課税に関する証明書」とは市町村が発行する当該事業年度の所得課税証明書等で要綱第5条第1号に該当するか確認できるものをいう。

(その他知事が必要と認める書類)

第5条 要綱第7条第1項第3号の「その他知事が必要と認める書類」として、次の各号に掲げる書類の提出を要する。

- (1) 要綱第5条第2号に該当する場合は、それを証する書類
- (2) 要綱第5条第3号に該当する場合は、家計急変の発生事由等を証明する書類
- (3) 保護者等が親権者以外の者である場合は、扶養誓約書（様式1）の提出を要する。
ただし、在学中に生徒が成人年齢となり保護者等が親権者でなくなった場合については、この限りでない。
- (4) その他審査業務に必要な書類

(家計急変支援制度による受給者等の支給期間)

第6条 要綱第6条第2項の「支給期間」は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 要綱第5条第2号により決定する場合は、家計急変支援制度により就学支援金を受給している期間とする。
- (2) 要綱第5条第3号により決定する場合は、家計急変事由の発生した属する月の翌月以降を始期とする。ただし、家計急変事由発生日が月の初日の場合は当該月を始期と

する。

(知事が定める方法)

第7条 要綱第10条第1項の「知事が定める方法」とは、次の各号に定める方法により各月毎に計算するものとする。

- (1) 通学定期券等の場合 購入金額を有効期間の月数で除した額（円未満切り捨て）を1か月当たりの通学費等として該当月に割り当て、1か月に満たない月がある場合は、有効期間開始日の月に割り当てることとする。
- (2) 通学回数券の場合 購入金額から1枚当たりの購入額を算出（円未満切り捨て）し、当該月の使用枚数分を乗じて得た額とする。ただし、1か月の最大使用枚数は62枚とする。
- (3) 前2号で算出した1か月当たりの通学費から1万5,000円を控除して得た額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が使用実績分の補助金を受けようとする場合は、要綱第10条第1項第4号の「バス通学費等を証明できる領収書等」として、次の各号に掲げる書類の提出を要する。

- (1) 通学定期券の場合は、領収書の原本又は券面の表裏の写し
- (2) 通学回数券の場合は、領収書の原本、表紙（枚数、購入金額等が記載されているもの）の原本
- 2 前項の規定で掲げられた原本を、既に本事業で提出している場合は、写しの提出を可とする。
- 3 第1項第2号に規定する表紙は、券の購入のためにバス事業者へ提出する必要がある場合には写しの提出を可とする。

(再度の申請)

第9条 要綱第13条の規定により補助金の額が確定した後は、当該期間について再度の申請はできない。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、令和7年1月16日から施行する。ただし、第6条については令和7年度予算から適用する。